

意見書って何？
意見書が必要な感染症とは？

意見書が必要な感染症とは？

①

⑦

②

⑧

③

⑨

④

⑩

⑤

⑪

⑥

⑫

意見書が必要な感染症とは？

- ①麻しん（はしか）
- ②インフルエンザ
- ③風疹（三日ばしか）
- ④水痘（水ぼうそう）
- ⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ⑥結核
- ⑦咽頭結膜熱（プール熱）
- ⑧流行性角結膜炎
- ⑨百日咳
- ⑩腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
- ⑪急性出血性結膜炎
- ⑫侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

なぜ意見書が必要か？

- ◆保育所は、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する環境。
 - ◆周囲への感染拡大を防止することが重要。
 - ◆子どもの病状が回復し、保育所に通って支障がないと
医師により判断
- 意見書**を記入してもらい、保護者が保育園に提出をして、
登園を再開することが重要である。

意見書が必要な感染症が発生したら？

- ◆感染拡大防止のために、感染症が発生していることを掲示するなどして、他の保護者に注意喚起の報告する。
- ◆園児や保護者の体調管理をより意識してもらい、体調不良の際は早期の受診を促す。
- ◆意見書が必要な感染症と診断された場合は、すぐに保育所へ連絡してほしいことを伝えておく。

どんな感染症に意見書が必要なのか？

- ◆学校保健安全法に定められる**第2類感染症**と**第3類感染症**の一部。
- ◆それぞれの感染症別に出席停止の期間が定められている。

例えば水痘（水ぼうそう）

⇒すべての発しんが痂痂化（かひか）するまで。

※痂痂化 = かさぶたの状態のこと

意見書の存在を知っておこう！

- ◆保護者から感染症の連絡が来た時や、感染症から回復して登園する園児がいる時など、意見書が必要な感染症か？
- ◆保護者に伝える機会があるかもしれない！
- ◆意見書の提出が必要な感染症があるということを覚えておきましょう！

最後に復習！ 意見書が必要な感染症 12種類

①麻しん（はしか）

⑦咽頭結膜熱（プール熱）

②インフルエンザ

⑧流行性角結膜炎

③風疹（三日ばしか）

⑨百日咳

④水痘（水ぼうそう）

⑩腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）

⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

⑪急性出血性結膜炎

⑥結核

⑫侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

◆ご清聴ありがとうございました。

【参考文献】

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）

厚生労働省